

協力会社の皆様へ

労働安全衛生法第59条では、事業者は、労働者を雇い入れたとき及び作業内容の変更等(就労現場の変更等)があったとき、当該労働者に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

貴社におかれましては、当社工事現場に新たに送り出す作業員の皆様に対し、あらかじめ安全・衛生のための教育を『送り出し教育』として実施していただいた上、ご入場いただきますようお願い致します。

【送り出し教育について】

一次請負会社となる事業者の方は、事前に作業内容、作業場所、注意事項等をあらかじめ該当する作業所長と打合せをしていただいた上、送り出す作業員へ教育をしてください。

なお、再下請会社がある場合には、事前情報等について確実に伝達し、それぞれの事業者において的確に『送り出し教育』が実施されるよう、一次請負会社として責任を持って指導してください。協力会社の皆様方には、ご理解とご協力宜しくお願いします。

教育実施者は、事業者、又は事業者に代わる工事担当管理者、職長・安全衛生責任者のいずれかが実施する。

教育対象者は、該当する作業所に新規に入場する全ての作業員です。

【送り出し教育の実施手順】

作業所長がすること

- (01) **作業所長は、一次請負会社へ中村建設㈱の送り出し教育について確認する。**
中村建設㈱のホームページの『協力会社の皆様へ』に送り出し教育の書類があるので、そちらよりダウンロードできることを伝える。
書類をダウンロード後、送り出し教育について理解してもらい、新規入場の作業員が現場で作業を開始する前日までに、一次請負会社が作業員に対して、送り出し教育を実施するように伝える。
- (02) **作業所長は、一次請負会社へ工事概要の詳細を知らせる。**
又、『現場独自の注意事項等』事前に作業員に周知させたい内容があれば一次請負会社へ必要な教育資料を渡す。
インターネット設備のない一次請負会社には、作業所長より書類を渡すこととする。



一次請負会社及び再下請協力会社がすること

- (01) 中村建設㈱のホームページより送り出し教育の書類をダウンロードして下さい。
- (02) 様式01『送り出し教育シート』の 部分は、あらかじめ作業所長から情報を入手し、記入して下さい。
- (03) **上記の を記入後、作業員に対して送り出し教育を現場に入場する前に実施して下さい。**
又、送り出し教育実施内容については、送り出し教育シートに記載しています。
- (04) **送り出し教育中に、様式03『送り出し教育実施報告及び新規入場者教育アンケート』を必要部数コピーして作業員へ記入させ、新規入場時に作業所長へ提出させて下さい。**
再下請会社がある場合は、一次下請負会社より再下請会社へ送り出し教育について周知させ、送り出し教育を実施させる。



作業員がすること

- (01) 様式03『送り出し教育実施報告及び新規入場者教育アンケート』を送り出し教育時に記入する。
- (02) **新規入場する現場において、新規入場者教育時に必ず作業所長へ、様式03『送り出し教育実施報告及び新規入場者教育アンケート』を提出する。**
- (03) 送り出し教育及び、新規入場者教育時に受けた現場でのルールを遵守すること。

送り出し教育シート

必ず教育実施者は、下記の内容について実際に入場する作業員を送り出す際に教育を行うこと。
所属する会社での経験年数が3年に満たない作業員に対しては特に重点をおいて教育すること。

工事概要 (事前に作業所長へ確認する。)				
工事名称				
発注者				
元請会社	中村建設株式会社	作業所長		
工期	年 月 日 ~	年 月 日迄		
概要				
所在地		TEL	FAX	

送り出し教育実施内容	(教育実施者 = 事業者、又は事業者にかわる工事担当管理者、 職長・安全衛生責任者)
<p>(01) 送り出し教育を実施する理由についての説明 建設業の労働災害現場での入場直後の死亡災害の発生状況を見ると、入場初日から7日までの一週間で、被災し、死亡する割合が約47%にまで達しています。 労働災害発生の主な要因として、下記の2点があります。</p> <p>(ア) 建設業に多い短期就労の作業員は、職長や安全衛生責任者が想像している以上に、安全衛生についての知識が乏しく、不安全な行動や不安全な作業をする。</p> <p>(イ) 同じ作業であっても、工事現場や工程が違うと、異なる作業環境、異なる作業手順で仕事をしなければならないため、前の現場では経験者であっても、新しい現場では未経験者になってしまう。 そのため、現場就業日数の短い作業員の労働災害防止と作業の効率化を目的に作業員を送り出す協力会社による『送り出し教育』を実施することにしました。</p>	
(02) の工事概要及び、自社の工事内容の説明	
(03) 所属する会社が再下請会社の場合は必ず一次請負会社がどこか？又、所属する会社が何次かを作業員へ周知させること。	
(04) 該当する現場での安全衛生責任者はだれか？ ()	
(05) 該当する現場での職長はだれか？ ()	
(06) 新規入場者教育アンケートを記入させ、現場で新規入場する際に、必ず持参し作業所長へ提出させること。	
(07) 現場までの通勤方法について説明	
(08) 作業員の健康状態の確認。(特に、高齢者・年少者には注意をすること)	
(09) 災害・事故の大小にかかわらず、必ず作業所長へ報告させること。又、連絡方法についても事前に周知させること。	
(10) 様式02「中村建設㈱の作業所で働く作業員の安全基本ルール」を入場する作業員へ周知させ、必ず実行させること。	
(11) その他必要な事項	

中村建設(株)の作業所で働く作業員の安全基本ルール

中村建設(株)の作業所で働く作業員として、下記に記載してある内容は特に守ってもらいたい安全注意事項です。作業員の方は、下記の内容についてよく理解した上で、現場へ入場し作業を行なって下さい。

基本事項	
01	<u>近隣住民・施主・設計事務所の方には、礼儀正しく挨拶をすること。</u>
02	<u>作業着は長袖とし、保護帽のおごひもはきちんと締め、適正な保護具(マスク・メガネ・耳栓・手袋等)を必ず使用すること、使用しない場合は、退場とします。</u>
03	グループ会議(朝礼・ミーティング・KY活動・協議会等)には進んで参加すること。
04	作業前に準備運動をして、身体をほぐし、心をひきしめること。
05	作業前に職長の指示をよく聞き、分からないことがあれば、分かるまで聞くこと。
06	身体の調子が悪い人は、早めに申し出ること。
07	<u>弁当ガラ・空き缶・ペットボトル等の生活ごみは各自で持ち帰り適正処理すること。</u>
08	<u>休憩所やトイレは汚れていない清潔な状態を維持し続けること。</u>
09	作業中に他の作業員が不安全行動をしていたら、一声かけて注意しあうこと。
10	<u>上下作業はさけ、立入禁止のところには勝手に入らないこと。</u>
11	作業中に危険を感じたら、直ちに申し出ること。
作業前の安全点検について	
01	作業前に、現場の状態を十分点検して危険を排除して作業に着手すること。
02	足場を使用して作業する際は、事前に作業床・手すり・中棧・巾木・メッシュシート・壁つなぎ等の重要部分の点検を行なって作業に着手する。
03	<u>持込機械・用具の始業前点検を行なうこと。</u> <u>安全カバーが取付けられていない用具の持込みは禁止とする。又、重機については、年次点検を受けているか確認しておくこと。</u>
04	車両系建設機械・クレーン等の点検は、それぞれのオペレーターが始業前に点検を行なうこと。
重機・車輛・玉掛け災害を防ぐために	
01	重機を使用する際は、作業計画(作業方法・運行経路)に基づき作業所長と事前に打ち合わせを行なうこと。
02	バックするとき、狭い場所又は見にくい場所での運転は誘導員の合図に従うこと。
03	<u>バックホーの運転席から離れる際には、バケット・排土板を地面に降ろしエンジンを切ること。</u>
04	<u>車両系建設機械の作業範囲内は、立入り禁止とすること。</u>
05	<u>クレーン作業では、その作業方法を必ず事前に作業所長と打ち合わせを行うこと。</u>
06	玉掛け作業は、有資格者が行なうこと。
墜落・転落災害を防ぐために	
01	高所での作業中には必ず安全帯を使用すること。
02	<u>手摺等の安全施設は勝手に外さないこと。やむ得ない場合は事前に作業所長へ相談し、許可を得て取り外し、作業終了後は直ちに復旧すること。</u>
03	材料工具の上げ下ろしは、吊袋を利用するか、ロープで固定すること。投げ下ろしはしないこと。
04	はしごを使用する際は、突出し60cm以上にして転倒しないように固定すること。
05	<u>脚立の踏みさん上に足場板をかける場合は必ずゴムバンドで固定すること。</u> <u>2m以上の脚立を使用しなければならない場合は、必ず作業前に作業所長へ相談し許可を受けること。</u>
06	墜落、物体の飛来、または落下などによる危険を防止するため、保護帽や安全帯を完全着用すること。
07	遠まわりでも、決められた作業通路を利用すること。(ショートカットはしないこと)
08	最大積載荷重を守ること。
火災事故を防ぐために	
01	現場で溶接等火気を使用する際は、消火器等を備えて行なうこと。又、確実に残火の始末をすること。
02	<u>ボンベは立てて置き、転倒防止対策をして使用すること。又、ガスボンベは逆さまに置いて使用しないこと。</u>
03	<u>現場内でくわえ煙草で作業しないこと。</u>
04	喫煙は休憩中に指定された喫煙場所ですること。
高齢者の方へ	
01	<u>片目片足立ち時間が10秒以下の人は、身体能力が低下しているので作業中の転倒・墜落に注意すること。</u>
02	高齢者ほど視界がせまくなり、暗い場所での作業は見えにくいことを自覚しておくこと。
熱中症対策について	
01	全国の作業日数別の被災状況を見ると、作業開始から数日の間での発生がほとんどである。 <u>特に作業に順応していない初日、2日目に発生しているので注意すること。</u>
02	現場での悪条件がかさなれば、誰でも熱中症になる恐れがある。そのため、6月下旬～9月下旬の期間において <u>作業員の方は、作業開始前に必ず水分・塩分をとってから作業を始めること。又、適度に休憩をとること。</u>

送り出し教育実施報告及び新規入場者教育アンケート

作業所長確認

現場作業に従事する方は、送り出し教育時に下記に必要事項を記入して、
現場で作業する日に作業所長へ提出し、作業所の新規入場者教育を受けること。

私は、送り出し教育・新規入場時教育で指示される事項を厳守し、安全第一で作業を行います。
もし作業所のルールを厳守しなかった場合は、一切の責任は私が負い、退場を命じられてもそれに従います。
万一、ケガをした場合には、直ちに作業所職員に報告します。

入場年月日 年 月 日 氏名(自筆)

所属する会社で事前に送り出し教育を受けましたか？ (受けた ・ 受けていない)
受けていない場合は、作業開始前までに所属する会社の職長より必ず受けること。

送り出し教育実施者の役職	下記のいずれかに して下さい。 事業者 ・ 事業者に代わる工事担当管理者 ・ 職 長 ・ 安全衛生責任者		
送り出し教育実施年月日	年 月 日	送り出し教育実施者の氏名を記入。	
一次請負会社名			
所属する会社名 (次会社)			雇用契約 (有 ・ 無)
所属する会社での経験年数	年 月	職 種	生 年 月 日 昭 ・ 平 年 月 日生 (歳) 血 液 型 型
現 住 所			自 宅 T E L () - 携 帯 T E L ()
緊急時に連絡する家族の氏名	本人との関係 ()		
ご家族の住所	但し、現住所と同じ場合は同上と記入する。		ご家族の電話番号 () -
あなたは1年以内に健康診断を受けましたか？ (受けた ・ 受けていない)			
ケガ及び病気、又は体の具合が悪く医師の治療を受けていますか？ (いない ・ いる) 心臓病 ・ 高血圧 ・ 弱視 ・ 難聴 ・ 腰痛 ・ その他 ()			
現在、薬を服薬していますか？ (いない ・ いる) 服薬している場合薬名記入 ()			

あなたの持っている資格及び、過去に受けた特別教育について該当する へチェックしてください。

免 許 ・ 技 能 講 習	01.足場主任者 02.型枠支保工主任者 03.土止め支保工主任者 04.地山掘削主任者 05.鉄骨組立等主任者 06.酸欠主任者 07.ガス溶接主任者 08.有機溶剤主任者	09.クレーン 10.車両系建設機械 11.玉掛技能 12.ガス溶接技能 13.火薬類(発破工) 14.高所作業車 15.ブレーカ 16.不整地運搬車	17.小型移動式クレーン 18.その他 ()
特 別 教 育	01.研削と石の取替業務 02.アーク溶接業務 03.電気取扱業務 04.揚貨装置の運転 05.車両系建設機械の運転(3t未満)	06.クレーン(5t未満) 07.巻き上げ機の運転 08.高所作業車の運転 09.コンクリートポンプ車の操作 10.ホーリングマシンの運転	11.その他 ()

事業者(経営者)もしくは一人親方の方は「労災保険の特別加入」をしていないと入場禁止です。

事業者(経営者)ですか？	(は い ・ いいえ)	あなたは労災保険の特別加入をしていますか？	(は い ・ いいえ)
--------------	---------------	-----------------------	---------------

この書類に記載された個人情報、適正配置の確認や緊急連絡等、労務・安全衛生管理の為に使用します。